

児童扶養手当受給者等
ひとり親世帯の生活を支援するために
緊急支援金を給付します！



佐用町独自支援

<ひとり親世帯への緊急支援給付金>

児童扶養手当受給者の方及び新型コロナウイルスの影響により収入が減少したひとり親世帯等の方に、1世帯につき5万円を支給します。支給対象は、佐用町に住民票があり、高校3年生相当以下のお子さんをお持ちの下記①～③の要件に該当する方です。

- ① 令和2年6月分・7月分の児童扶養手当を受給される方
- ② 遺族年金、障害者年金等の支給により児童扶養手当の支給が全額停止される方で、所得が児童扶養手当の支給要件に該当する方（申請が必要です。）
- ③ 児童扶養手当の全部停止者又は児童扶養手当の申請をしていないひとり親家庭で、新型コロナウイルスの影響により収入が減った方（申請が必要です。）

手続きについて<<上記①のかた>>

申請は不要です。7月27日に振り込みます。

1. 対象者に給付金の案内を送付します。
2. 希望しない場合のみ、受給拒否の申出書を送付してください。（申出書は役場窓口もしくは町ホームページ）
3. 児童扶養手当登録口座へ振り込みます。

☆②、③の方～手続き方法は裏面に続きます。必ずご確認ください

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに佐用町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに佐用町健康福祉課の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

表面②、③の方について

給付には申請が必要です。

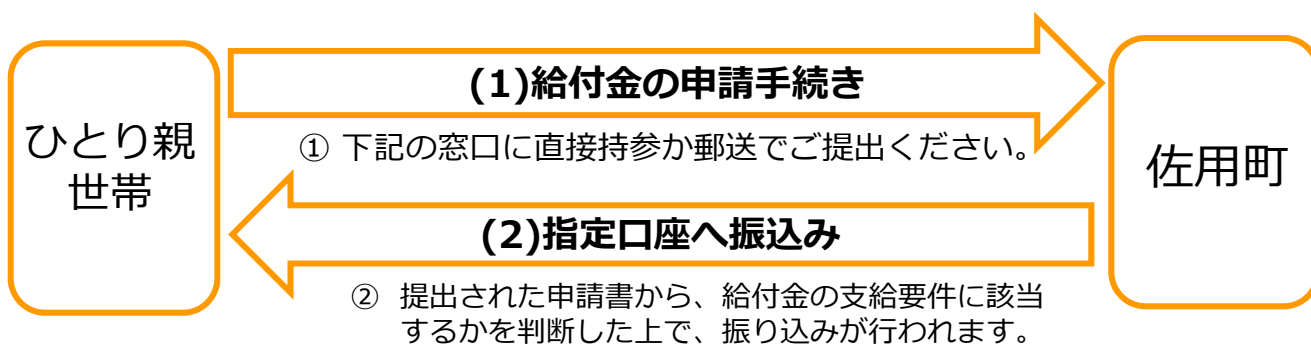
(申請期限：令和2年9月30日まで)

1. 給付金の申請手続きをします。(詳細は下のとおり)
2. 提出された申請書類から、給付金の支給要件に該当するかを判断した上で、振り込みが行われます。

申請手続き方法について 必要なもの 表面②、③の方

- ▶ 給付金交付申請書 (役場窓口もしくは町ホームページより)
- ▶ マイナンバーが分かる公的なもの (カード、通知書等)
- ▶ 給付金を振り込む預金通帳の写し (申請者本人名義のもの)
- ▶ 児童扶養手当受給者証 (児童扶養手当の全額停止者のかた)
- ▶ 戸籍謄本 (役場本庁住民課もしくは各支所で取得)
- ▶ 生計維持に関する調書 (役場窓口もしくは町ホームページより)
- ▶ 申立書①② (役場窓口もしくは町ホームページより)
- ▶ 年金手帳、年金証書の写し (遺族年金等を受給されている方)
- ▶ 給与明細書等収入額が分かる書類の原本 (R2.3月分以降のもの)

※ 児扶養手当受給資格者 (全額停止者など受給者証をお持ちの方) は、戸籍謄本等提出書類の一部を省略することができますので、お問い合わせください。



お問い合わせは

佐用町健康福祉課

「佐用町児童扶養手当受給者等緊急支援給付金」窓口

電話：0790(82)0661